

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>番一 地先 まで</p>	<p>比企郡小川町大字角山字中四七七番地先から</p>	<p>区 間</p>
	<p>一六・四〇〇一八・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>四八・四〇メートル</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>自転車歩行者道整備工事</p>	<p>備考</p>